

# 宮城県公報

発行  
宮城県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

告示  
○宮城県地域医療計画

(医療整備課)

## 告示

○宮城県告示第四百八号

平成十五年宮城県告示第八百十二号(宮城県地域保健医療計画)の全部を改正する。

平成二十年四月一日

宮城県地域医療計画の概要

宮城県知事 村井嘉浩

第一編 計画の策定に当たって

第一節 計画の趣旨

第二節 基本理念

第三節 計画の位置付け

第四節 計画期間

第二編 医療の現状

第一節 県の姿

第二節 人口統計

第三節 県民の健康状態

第四節 県民の受療状況

第五節 医療施設の状況

第六節 医療従事者の状況

第三編 医療提供体制

第一章 質の高い医療提供体制を目指して

第一節 目指すべき方向性について

第二節 医療圏の設定

第三節 基準病床数

第四節 医療機能の分化・連携と集約化・重点化の促進

第五節 在宅医療

第六節 地域医療支援病院の整備目標

第七節 医療従事者の確保

第二章 切れ目のない医療の提供

第一節 救急医療

第二節 周産期医療

第三節 小児医療

第四節 精神医療

第五節 がん

第六節 脳卒中

第七節 急性心筋梗塞

第八節 糖尿病

第三章 安全安心の環境づくり

第一節 医療安全対策

第二節 医療に関する情報化

第三節 災害医療

第四節 へき地医療

第五節 歯科医療

第六節 医薬品提供体制

第七節 血液確保及び臓器移植等対策

第八節 結核・感染症対策

第九節 難病対策

第四編 計画の推進と進捗管理

第一節 計画の推進

第二節 計画の進捗管理

第一編 計画の策定に当たって

第一節 計画の趣旨

宮城県地域医療計画は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項の規定に基づき宮城県における医療提供体制の確保を図るための計画とする。

第二節 基本理念

本計画の基本理念は、県民の医療に対する安心及び信頼を確保し、質の高い医療サービスが適切に提供される医療提供体制の確立を目指すこととし、医療情報の提供による適切な医療の選択の支援、医療機能の分化及び連携による切れ目のない医療の提供及び在宅医療の充実による患者の生活の質の向上等により、その理念の実現を図るものとする。

第三節 計画の位置付け

本計画は、宮城の将来ビジョンを受け策定された保健、医療及び福祉に関する横断的かつ総合的な計画であるみやぎ保健医療福祉プランの個別計画として位置付けられ、その他の個別計画であるみやぎ障害者プラン、みやぎ高齢者元気プラン、新みやぎ子どもの幸福計画及びみやぎ二十一健康プランと相互に協調するとともに、宮城県医療費適正化計画等の医療制度改革等関連計画と整合を図る。

第四節 計画期間

本計画の計画期間は、平成二十年度から平成二十四年度までとする。

第二編 医療の現状

第一節 県の姿

人口、位置、地勢等を示し、本県の概要を把握する。

第二節 人口統計

人口の推移、将来推計、死亡率等を示し、本県の状況を把握する。

第三節 県民の健康状態

県民の健康、生活習慣並びに要介護及び要支援認定状況を示し、県民の健康状態を把握する。

第四節 県民の受療状況

入院及び外来の別、施設別、傷病別、年齢別、受療地別等により、患者数、受療率、医療圏ごとの受療の依存状況等を示し、県民の受療状況を把握する。

第五節 医療施設の状態

医療施設数、病床数、病床利用率等を示し、本県の医療施設の状態を把握する。

第六節 医療従事者の状況

医師、歯科医師、薬剤師、看護師等について、二次医療圏ごとの従事者数等を示し、本県の医療従事者の状況を把握する。

第三編 医療提供体制

第一章 質の高い医療提供体制を目指して

第一節 目指すべき方向性について

本計画の基本理念の実現に向け、医療機能の分化及び連携を推進し、地域において切れ目のない医療の提供を実現することにより、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を目指す。

第二節 医療圏の設定

医療法第三十条の四第二項第十号に規定する区域は、次の表のとおりとする。

圏 域 名	区 域
仙南医療圏	白石市、角田市、刈田郡、柴田郡、伊具郡
仙台医療圏	仙台市、塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、亘理郡、宮城郡、黒川郡
大崎医療圏	大崎市、加美郡、遠田郡
栗原医療圏	栗原市
登米医療圏	登米市
石巻医療圏	石巻市、東松島市、牡鹿郡
気仙沼医療圏	気仙沼市、本吉郡

医療法第三十条の四第二項第十一号に規定する区域は、県全域とする。

また、隣県との境界周辺地域における二次医療圏の状況については、今後とも県境を越える患者の動向等の把握に努めるとともに、隣接県との関係機関による連絡調整及び連携強化を推進し、当該地域における円滑な医療の提供を図る。

第三節 基準病床数

医療法第三十条の四第二項第十二号に規定する基準病床数の種別（療養病床及び一般病床、精神病床、感染症病床及び結核病床）ごとの区域別基準病床数（医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第三十条の三十に基づき算定）は、次の表のとおりとする。

病床の種類別	区 域	基準病床数	既存病床数	療養病床及び一般病床						
				大崎医療圏	仙南医療圏	仙台医療圏	栗原医療圏	登米医療圏	石巻医療圏	気仙沼医療圏
	全 域	平成二十年四月	平成十九年九月三十日現在	一、七四一	一、四〇九	一、四三六	六三〇	七六六	一、六一九	八〇一
	全 域			一、八二一	一、三九九	一、六八七	七三三	六〇三	一、五九七	八〇五
結核病床	全 域									一四〇

医療法第七条第三項及び同法施行規則第一条の十四第七項第一号から第三号の規定に基づく届出による診療所の一般病床の設置又は増床についての適合条件等を示し、地域に必要な診療所の設置を誘導する。

第四節 医療機能の分化・連携と集約化・重点化の促進

機能分化及び連携強化の在り方とともに、自治体病院の健全な運営の方向性、疾患又は診療科ごとの入院患者の圏域別依存状況等を踏まえ、医療圏ごとに求められる医療機能を整理し、今後の目指すべき方向性を示す。

第五節 在宅医療

今後、需要の増加が見込まれる在宅医療については、関係機関の連携を推進するとともに、訪問看護（在宅医療）推進事業、訪問看護師等への研修会の開催、在宅緩和ケア対策推進事業等により、その支援体制の整備を図る。

第六節 地域医療支援病院の整備目標

医療法三十条の四第二項第九号の規定に基づく同法第四条に規定する地域医療支援病院の整備目標は、各二次医療圏に一箇所以上の整備を目指すものとし、現に地域医療を支援する機能を有している公的病院を地域の中核的な病院に指定し、各種支援を実施することにより、地域医療支援病院の要件の達成を推進する。

第七節 医療従事者の確保

医師を始めとした医療従事者の地域偏在と不足等の問題の解決に向け、ドクターバンク事業、女性医師に係る勤務環境の整備等による医師の確保、各医療従事者養成機関と連携した確保対策等の推進により医療従事者の確保を図るとともに、認定看護師養成事業の推進、各種研修会の実施等により医療従事者の資質向上を図る。

第一章 切れ目のない医療の提供

第一節 救急医療

二十四時間体制での救急医療を担う地域医療支援病院や地域の中核的な病院での整備促進とともに、新型救命救急センター設置に向けた支援、東北大学病院高度救命救急センターを活用した救急科専門医の養成等により救急医療体制の強化を図る。また、地元開業医の協力のもと地域の中核的な病院等を活用した平日夜間の初期救急医療体制の整備について調整を進める。さらに、救急医療情報システムの改善、救急医療に関する知識の普及、救命期後医療体制の整備、メディカルコントロール体制の充実を図るとともに、救急業務実施体制等調査結果の分析を進め、病院収容所要時間の短縮化のための施策の確立を図る。

第二節 周産期医療

産科及び産婦人科医師一人当たりの年間分娩件数が多い東北地域において、産科医療資源の集約化及び重点化による安全で適切な医療を効率的かつ効果的に提供できる体制の構築を図る。また、産科及び産婦人科医師並びに新生児医療に関わる小児科医師の確保や待遇改善のための環境整備に努めるとともに、助産師外来の実施等、助産師の専門性を活用することにより、周産期医療体制の確保を図る。さらに、新生児医療提供体制の確保及び充実を図るとともに、時代の要請に応じた周産期医療システムの整備及び充実を図る。

第三節 小児医療

仙台医療圏で実施されている小児救急医療支援事業について、平日夜間の医療提供体制の整備を推進するとともに、他の地域においては、近隣の医療施設間での連携によるオンコール体制を確立する等、小児救急医療提供体制の整備を推進する。また、初期救急医療については、小児救急医療に関する研修を受けた内科医等が可能な範囲で診療に当たる体制の整備を推進する。さらに、宮城県こども休日夜間安心コール事業の拡充、保護者等に対する救急時の対応に関する情報の提供等、小児医療に

関する普及啓発を推進するとともに、小児科医療資源の集約化は行わず、今後、重点化を推進し、大  
学と協力した小児科医師の確保等に努め、安全で質の高い医療を効率的かつ効果的に提供できる体制  
の確保を図る。

第四節 精神医療

専門治療病院等及び精神科急性期治療病棟の整備については、関係機関と協議し促進するとともに、  
精神科急性期治療における精神科病院と精神科診療所、身体合併症治療における総合病院と精神科病  
院との連携促進等を図る。また、精神科救急医療システムの二十四時間化に向けた体制整備を進める  
とともに、地域及び職域におけるメンタルヘルス対策の充実、自殺予防対策としてのうつ病診断及び  
治療体制の充実を図る。さらに、退院可能な精神障害者の退院促進を図るとともに、心神喪失等の状  
況で重大な他害行為を行った者に対する医療の確保及び社会復帰の支援について、関係機関と連携強  
化を図る。

第五節 がん

東北大学や宮城県がん診療連携協議会の取組への支援等を通じて、がん医療に係る医療従事者の養  
成及び確保、がん診療連携拠点病院での集学的治療の実施体制の整備を図るとともに、主治医以外の  
医師による助言を受けられる体制及び二次医療圏ごとの標準的ながん診療提供体制の整備を図る。ま  
た、治療の初期段階からの緩和ケアの実施及び診断、治療、在宅医療等における切れ目のない緩和ケ  
アの実施を促進する。さらに、がん診療連携拠点病院による各種研修会、カンファレンス、症例相談  
等の地域連携及び地域への支援を促進するとともに、がん患者の在宅療養を支援するため、医療機関  
相互の連携の強化を図る。

第六節 脳卒中

速やかな救急要請についての啓発、宮城県救急医療情報システムによる情報提供、救急救命士のプ  
ロトコールに沿った救命措置及びt・PA投与が常時可能な医療機関への直接搬送を推進し、発症後、  
速やかな搬送と専門的診療の実施を促進する。また、t・PA適応患者への医療の確保のため、脳卒  
中医療体制を担う医療機関の連携を促進するとともに、地域連携クリティカルパスの活用を含めたり  
ハビリテーション体制の整備、在宅療養を支援する医療機関と介護サービス事業所等の連携を図り、  
急性期から回復期、維持期、在宅までの切れ目のない脳卒中ネットワークの形成を図る。

第七節 急性心筋梗塞

速やかな救急要請と心肺蘇生法の実施についての啓発、宮城県救急医療情報システムによる情報提  
供、救急救命士のプロトコールに沿った救命措置及び冠動脈インターベーションの実施可能な医療機  
関への直接搬送を推進し、発症後、速やかな搬送と専門的診療の実施を促進する。また、急性期医療  
機関間の連携による急性心筋梗塞治療の均てん化及び回復期を視野に入れた急性期医療の実施を促進

するとともに、合併症予防、在宅又は社会復帰を目的とした包括的あるいは多要素にわたる心臓リハ  
ビリテーションの実施体制の整備を図る。さらに、在宅における再発防止、急性増悪時への対応等に  
向け、在宅療養を支援する医療機関及び介護サービス事業所等の連携等、ネットワークの構築を促進  
する。

第八節 糖尿病

診療ガイドラインに則した治療及び指導の実施、初期・安定期治療と専門的治療及び合併症治療を  
行う医療機関との連携、薬局での服薬指導及び服薬状況の観察並びに栄養ケア・ステーションを活用  
した栄養指導体制の整備により、発症初期及び安定期における治療並びに合併症予防体制の整備を図  
る。また、血糖コントロール不可の場合の教育入院又は外来による教育プログラムの実施体制及び急  
性合併症に対する専門的治療体制の整備を図る。さらに、医療機関の連携による慢性合併症の症状に  
応じた専門的検査及び治療の実施体制の整備を図る。

第三章 安全安心の環境づくり

第一節 医療安全対策

医療施設への立入検査等を通じ、医療安全対策に必要な内容を整理したチェックリストの活用を進  
め、医療安全管理者の自主管理意識の向上とともに、適切な医療安全対策が実施されるよう啓発及び  
支援に努める。また、医療安全対策上の課題等に対して、適切な解決が図られるよう、情報の提供、  
医療機関間の情報交換の促進、研修会の幹旋等、必要な支援に努める。さらに、宮城県医療安全支援  
センターの整備及び機能の充実により、患者等が安心して相談できる体制の確保並びに医療施設への  
適切な指導及び支援の実施を進め、地域における医療の質の向上と医療の安全確保の推進に努める。

第二節 医療に関する情報化

宮城県医療機関選択支援システム及び薬局機能情報提供システムの機能強化及び充実を進め、さら  
に正確かつ適切な情報提供や選択の支援に努める。また、宮城県周産期医療情報システムにより、安  
心して子どもを生育てられる環境の維持を図る。さらに、医療機関における電子カルテシステム、  
レセプト電算システム及びオーダーリングシステムの導入普及を促進し、待ち時間の短縮及び情報の共  
有化による診療の質の向上を図るとともに、遠隔医療システム等の整備を促進し、医療資源の有効活  
用及び地域医療の質の向上を図る。

第三節 災害医療

近い将来高い確率で発生が予測される宮城県沖地震等への対応に向け、市町村と都市医師会との災  
害協定締結の促進、県災害時救急医療情報システムの改善、平時から災害時を想定した情報、搬送、  
トリアージ等の訓練の計画的な実施、災害発生時のエコノミクス症候群等の防止並びに精神的不  
調の防止及び改善に向けたメンタルヘルスクエア対策等の巡回保健指導の実施等、関係機関の連携によ

る取組を推進する。また、災害活動の中心になる災害拠点病院及び災害活動が期待される救急告示医療機関の機能の充実及びその増加を図るとともに、DMAT研修修了チームの増加を図る。

第四節 へき地医療

市町村が実施するへき地医療施設、設備、患者輸送車及び輸送艇の整備並びにへき地医療拠点病院が実施する医師派遣、巡回診療、診療支援等を推進するとともに、自治医科大学への学生派遣事業を継続することにより、無医地区等への安定的な医療提供体制の確保を図る。また、へき地医療拠点病院の機能充実、へき地医療従事者に対する研修の充実等により、へき地医療支援体制の拡充を図る。さらに、関係機関の連携強化、遠隔医療システムの導入に向けた体制づくり等による医療に関する格差の解消を図る。

第五節 歯科医療

県歯科医師会、大学、関係機関等との調整を図りながら、地域の中核的な病院への歯科設置の可能性を検討するとともに、病診連携を促進し、良質な歯科医療が提供可能な体制の構築を推進する。また、口腔ケア実施の効用の把握に努めるとともに、歯科医師による各医療ステージにおける口腔ケアの実施に向け、歯科診療所の地域連携クリティカルパスへの参加等による適切な歯科医療の提供を促進する。さらに、県歯科医師会の取組を支援し、歯科救急医療体制及び災害時の歯科医療体制の整備、障害者等通院困難な者及び在宅療養者に対する歯科医療提供体制の整備を促進する。

第六節 医薬品提供体制

医療機関との連携促進に向けた薬局の機能強化、休日及び夜間における処方せん応需体制の整備、県薬剤師会の在宅医療に関する取組の促進、かかりつけ薬局制度の普及と定着、お薬手帳の普及活用、医療用麻薬の供給の円滑化及び麻薬事故防止に努める。また、後発医薬品に関して、その安定供給に向けた関係団体との協議、県薬剤師会の医薬品備蓄センターの活用検討及び普及に向けた情報提供を推進する。さらに、一般用医薬品に関する情報提供、災害時における情報連絡網及び医薬品供給体制の整備とともに、医薬品等の正しい知識の普及に向け、各種取組を推進する。

第七節 血液確保及び臓器移植等対策

血液を確保するため、教育関係機関と連携した高校生の献血を推進するとともに、各種媒体による県民への啓発により、献血者の増加を図る。また、血液製剤使用適正化について、宮城県合同輸血療法委員会の取組、血液製剤適正化方策調査研究事業への参加及び国内産アルブミン製剤の使用の推進を図る。さらに、臓器移植について、県民への啓発により、その理解及び推進を図る。

第八節 結核・感染症対策

関係機関、感染症指定医療機関等との緊密な連携を図り、感染症の健康危機に備えた医療体制の整備に努めるとともに、感染症に対する差別や偏見の解消のため、正しい知識の普及に努める。また、

結核医療基準に沿った治療の周知徹底や最新の医療情報の提供により、直接服薬確認療法を推進するとともに、良質で適切な結核医療体制の整備を図る。さらに、HIV感染者及びAIDS患者に対する医療提供体制の充実に向け、東北地区のブロック拠点病院である国立病院機構仙台医療センターとその他のエイズ治療拠点病院及び一般医療機関との連携強化、肝疾患診療体制の構築に向け、肝疾患診療連携拠点病院を中心とした専門医療機関と地域のかかりつけ医との連携の強化、その他の感染症対策として、関係機関との連携強化及び正しい知識の普及啓発、市町村と連携した予防接種を受けやすい環境の整備及び麻しん予防接種の積極的な勧奨を行う。

第九節 難病対策

県内の神経難病医療ネットワークの充実強化、難病患者個人ネットワークの構築の推進、医療、保健、福祉等関係者による地域支援ネットワークの構築の推進等により、安心して療養できる環境の整備を図る。また、ALS等の患者とその家族の意思疎通のためのコミュニケーション機器の利用を支援するとともに、相談体制の充実、保健師等の在宅訪問の実施、訪問看護制度の整備、難病患者に適切なサービスを提供する上で必要な技能と知識を有するホームヘルパー等の養成を図り、患者及びその家族への支援を推進する。

第四編 計画の推進と進捗管理

第一節 計画の推進

本計画の推進に当たっては、各主体が目指すべき方向に即したそれぞれの役割を認識し、役割に応じた連携を保ちながら、それぞれの責任を果たしていくことが求められる。また、県では、本計画と関係計画との協調を図り、その推進に当たる。

第二節 計画の進捗管理

本計画の進捗管理に当たっては、医療関係者、学識経験者等からなる組織を設置し、目指すべき方向として掲げられた事項及び目標の進捗を毎年、的確に評価するとともに、各地域に関連する事項については、必要に応じ、各地区の地域医療対策委員会において計画の進捗管理を行うこととする。また、評価に当たっては、数値目標による達成状況の検証の他、各種取組の状況を総合的に判断し、施策の継続的な推進が図られるよう努めるとともに、必要に応じ、本計画の変更を行うものとする。